

申請者 様

横浜市都市整備局景観調整課長

申請書・届出書等の押印の廃止について（重要なお知らせ）

窓口や郵送での手続等における市民・事業者の皆様の負担軽減・利便性の向上のため、次の「申請書・届出書等」について、令和3年3月1日より押印を廃止しました。

現在お使いいただいております様式については、今後順次改正して参ります。改正した際には、改めてお知らせいたします。

その間、現在の様式をご使用いただくこととなりますが「印欄」については押印いただく必要がありません。

なお、委任状につきましては、従来どおり委任関係を明確にする必要があるため、**委任者の押印が入った書類**をご用意ください。

【押印を廃止する申請書・届出書等】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 屋外広告物許可申請書 | (7) 屋外広告業廃業等届出書 |
| (2) 屋外広告物変更届出書 | (8) 特例屋外広告業届出書 |
| (3) 広告主等変更届出書 | (9) 特例屋外広告業届出事項変更届出書 |
| (4) 屋外広告業登録申請書 | (10) 特例屋外広告業廃業等届出書 |
| (5) 誓約書 | (11) 業務主任者資格認定申請書 |
| (6) 屋外広告業登録事項変更届出書 | |

この手続きにつきまして、ご質問ご相談がございましたら、お問合せ先の担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

【お問合せ】

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎29階）

横浜市都市整備局地域まちづくり部

景観調整課景観調整係（屋外広告物担当）

電話：045（671）2648

FAX：045（550）4935

E-mail：tb-okugai@city.yokohama.jp

受付時間 8:45～17:15